

広島大学長 牟田泰三 殿
広島大学事務局長 塩谷幾雄 殿

人事課文書「勤務時間管理等について」に関する申入書

2003年12月15日
広島大学教職員組合
執行委員長 佐藤清隆

法人化まであと4カ月を切りました。来年4月1日までに行わなければならない膨大な実務と、他方で未だに明確とならない法人化以降の財政方針等のため、職員の労働量が異常に増大し、労働環境にも緊張が強まっていることを、私たちはきわめて憂慮いたしております。私たちの調査では、事務局内において、7月の時点ですでに月に100時間もの残業が行われていた例が明らかになり、しかもそのうちの9割が不払いの、いわゆる「サービス残業」でした。また、霞地区では非常勤職員に対する「サービス残業」の強制という人権侵害状況も報告されています。

そのような状況の中で、本年7月25日付人事課文書「勤務時間管理等について」が、12月5日に法人化対策室より行政職職員宛で再送されております。その作成日に比べてもはるかに職員の緊張が高まっている今日において、処分の可能性を仄めかして恫喝するこの文書の再送は、さらなる精神的、肉体的緊張を職員に課すものです。中でも、終業時間管理には全く触れないまま、始業・休憩時間の管理のみを強調している点は、著しく均衡を欠いたものと言わざるを得ません。私たちは、職員が「健康で文化的な裁定限度の生活」を保障されるために、以下のことを求めます。

- (1) 7月25日付文書「勤務時間管理等について」を直ちに撤回すること。
- (2) 学長名で「サービス残業根絶宣言」を行い全学・全職場に徹底すること。
- (3) 終業時間管理を、責任者を明確にして厳格に行うこと。
- (4) 実残業分については、超過勤務手当を過去に遡って全額支払うこと。
- (5) 職務分担を見直すなど非常勤職員の残業について対策を講じること。

以上

さらなる緊張を強いる「勤務時間管理等について」

12月8日、「勤務時間管理等について」なる文書が全行政職職員に送付されました。この文書は7月25日付の人事課による文書で、法人化まであと4カ月を切ったこの時点で再送されたものです。内容は、みなさんご存知のように、昼休み時間の厳守（早く出ない、遅く帰らない）や、喫煙、談笑の制約等を求めたものですが、中でも「始業時間の徹底」については「他省庁では、出勤簿への勤務時間内押印で処分となった例がある」との恫喝を伴った、きわめて強圧的なものです。今や法人化作業が過酷を極め、また、政府の財政方針が明確にならないため、これまで積み重ねてきた作業すら無に帰す可能性にさらされています。こういう時点で

この文書が再送されたということに、私たちは大きな問題性を感じざるを得ません。

しり抜けの勤務時間管理は許しません

この文書の最大の問題点は、終業時間管理については完全に沈黙したまま、始業時間の厳守だけを求め、恫喝していることです。組合がこの間行ったアンケート調査では、7月の時点で1カ月に100時間以上の残業をしている職員がおり、しかもその9割は不払いの、いわゆる「サービス残業」でした。法人化の時期が近づき、「サービス残業」の実態は、ヨコにもタテにも、さらに広がっています。非常勤職員にもサービス残業が強いられている状態も、組合に報告されています。こうした状態があらさまに放置されているのを、私たちはどうてい見過ごすことができません。組合は当局に対し、「勤務時間管理等について」の撤回を要求するとともに、「サービス残業」の根絶、終業時間管理の厳格化、過去分を含む超過勤務手当の全額支払い、非常勤職員の残業への適切な対処を求めています。

職員のみなさん、残業に対しては、明確に職務命令を求めましょう。それから、ご自身の勤務時間を、ご自身できちんとメモしておいて下さい。「サービス残業」を許さず、超過勤務手当の全額支払いを、大学当局に、文部科学省に、そして政府に求めていきましょう。

組合と創りましょう もっとまともな広島大学



広島大学教職員組合